

## 営繕工事における週休2日促進工事实施要領

### 1 趣旨

本要領は、南丹市が発注する営繕工事において、週休2日促進工事を実施するために必要な事項を定めたものである。

### 2 目的

建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日促進工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

### 3 用語

#### (1) 週休2日

①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。

なお、以下の期間は対象期間に含まない。

ア 年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

オ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

カ その他

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (5) 4週8休以上

① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない

月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。

また、以下の行為日数についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ア 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日

イ 猛暑による作業不能日

ウ 災害応急対応等

エ 異常気象時等における安全パトロール

オ 現場見学会等

(6) 工事着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(7) 工事完了日

工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

#### 4 対象工事

原則、南丹市が発注する全ての営繕工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 緊急対応工事等の工事

(2) 工期が2ヶ月未満の工事

(3) 災害復旧工事や供用関連工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事

(4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事（学校の夏休み期間中での工事等）

(5) その他、発注機関の長が週休2日促進工事になじまないと判断した工事

#### 5 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

①月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04

②通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02

## (2) 積算及び変更方法

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8以上に満たない場合は、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせる等により補正係数を(1)②に変更するものとする。

現場閉所等率は、小数第2位を切り捨てることとし、工期の延長等については「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき適切に設計変更を行う。

## 6 対象工事である旨等の明示

発注者は、入札段階で現場説明書に、週休2日促進工事であることを明記する。

## 7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

### (1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

#### ①工事着手前

監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日が確保されていることを確認する。

「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間については、受発注間の協議により決定する。

なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

#### ②工事着手後

監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実工程表」等に現場閉所率を記載し、監督職員に提出する。

受注者は予定していた現場閉所等日を変更する場合、又は工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員と協議する。

監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、監督職員閉所（現場休息）の予定日を記載した「実工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

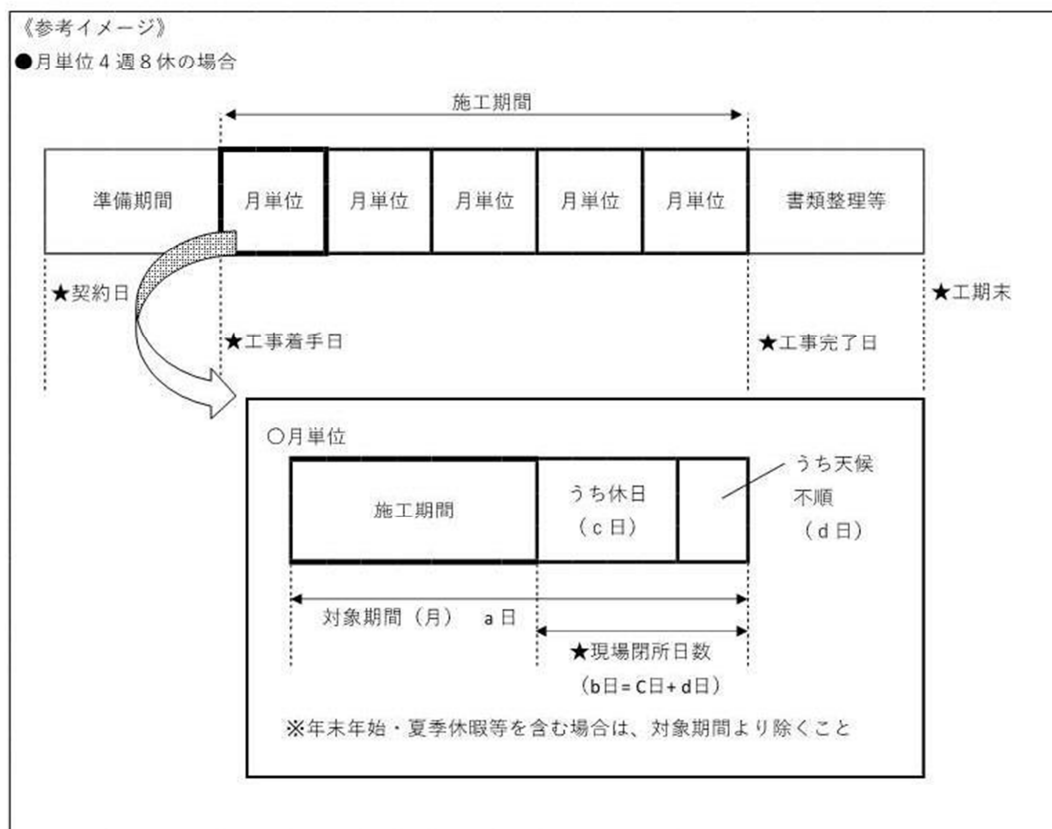
### ③その他留意事項

- ・受注者は、現場閉所等の状況を確認するにあたり、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所等の前日などに、現場閉所等の日に作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅れが生じないように、各工程間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・監督職員は、工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合、その都度、受注者と協議する。

### (2) 現場閉所等率の確認方法

現場閉所等率（％）＝現場閉所日数（b）÷対象期間（a）

※現場閉所日数（b）…原則として、1週間のうち2日、現場を閉所した日数であり、その週で確保できない場合は、対象期間内で現場閉所日の振替を行うことができる。



### (3) 工事成績評価

月単位の週休 2 日を確保したと認められる工事については、工事成績評価の「工程管理」で評価を行う。

また、通期の週休 2 日を確保したと認められない場合、工事成績評価の工程管理は評価しない。

なお、提出された工程表が月単位の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評価において点数を減ずる措置を行うことがある。

### (4) 元請下請の取引の適正化

受注者は、週休 2 日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供すること。

## 9 その他

本実施要領に定めのない事項又は本実施要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

### 附則

本要領は、令和 6 年 7 月 30 日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事から適用する。

**（別記）現場説明書等における記載例**

**【分離発注工事以外の場合】**

（週休２日促進工事）

本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休２日を確保できるよう工事を実施する週休２日促進対象工事である。

・実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休２日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。

・「営繕工事における週休２日促進工事实施要領」に従い、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の４週８休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更又は除し工事費を積算し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を減額変更することとする。

・月単位の週休２日を確保したと認められる場合、工事成績評定において評価する。また、通期の週休２日を確保しない場合、工事成績評定において評価しない。なお、明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評定において点数を減ずる措置を行うことがある。

**【分離発注工事の場合】**

（週休２日促進工事）

本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休２日を確保できるよう工事を実施する週休２日促進対象工事である。

・実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休２日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。

・「営繕工事における週休２日促進工事实施要領」に従い、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の４週８休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更又は除し工事費を積算し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を減額変更することとする。

・月単位の週休２日を確保したと認められる場合、工事成績評定において評価する。また、通期の週休２日を確保しない場合、工事成績評定において評価しない。なお、明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評定において点数を減ずる措置を行うことがある。